

事務連絡
令和3年7月8日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

所管金融機関等の融資先に対する特措法に基づく要請・命令の遵守等の新型コロナ
ウイルス感染症対策の徹底促進について
(依頼)

平素から新型コロナウイルス感染症対策の推進に御協力いただき感謝申し上げま
す。

新型コロナウイルス感染症対策の効果的な推進のため、所管金融機関等へご依頼い
ただきたい事項を示します。

記

新型コロナウイルス感染症対策の更なる推進のため、貴府省庁が所管する金融機関
等が、融資先等の事業者等に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年
法律第31号。以下「法」という。）第31条の6第1項又は法第45条第2項に基づく
要請及び法第31条の6第3項又は法第45条第3項に基づく命令の遵守等、新型コロ
ナウイルス感染症対策の徹底を働きかけていただきますよう、よろしくお取り計らい
をお願いします。

以上

(本件連絡先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室(法令班)

担当者: [REDACTED] TEL: [REDACTED]